

労働安全衛生規則 第40条 (職長等の教育)

- ① 法第60条第3号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 1 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
  - 2 異常時等における措置に関すること。
  - 3 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること。
- ② 法第60条の安全又は衛生のための教育は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる時間以上行わなければならないものとする。

事 項	職長等教育 (時間)	安全衛生責任者 教育 (時間)
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 1 作業手順の定め方 2 労働者の適正な配置の方法	2時間	2時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 1 指導及び教育の方法 2 作業中における監督及び指示の方法	2.5時間	2.5時間
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 1 危険性又は有害性等の調査の方法 2 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 3 設備、作業等の具体的な改善の方法	4時間	4時間
異常時等における措置に関すること 1 異常時における措置 2 災害発生時における措置	1.5時間	1.5時間
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること 1 作業に係る設備及び作業場の保守管理の方法 2 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間	2時間
安全衛生責任者の職務等 1 安全衛生責任者の役割 2 安全衛生責任者の心構え 3 労働安全衛生関係法令等の関係条項		1時間
総括安全衛生管理の進め方 1 安全施工サイクル 2 安全工程打合せの進め方		1時間

- ③ 事業者は、前項の表の上欄に掲げる事項の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる者については、当該事項に関する教育を省略することができる。